

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
別表第2（第3条～第7条関係）	別表第2（第3条～第7条関係）
1～5略.....	1～5略.....
6 立川駅北口西地区整備計画区域	6 立川駅北口西地区整備計画区域
用途の制限	壁面の位置の制限
1～5略.....	建築物の外壁又はこれに代わる柱 は、計画図に示す壁面を超えて建 築してはならない。ただし、歩行 者デッキ又は歩行者デッキ上に設 けられた安全性を確保するため に必要な上屋、ひさしの部分、階 段、昇降機その他公益上やむを得 ないと市長が認めるものは、この 限りでない。
6 風営法第2条第1項第1号 から第4号までに掲げる営 業、同条第5項に規定する性 風俗関連特殊営業並びに同条 第13項第1号及び第2号に掲 げる営業の用に供するもの	6 風営法第2条第1項第1号 から第7号までに掲げる営 業、同条第5項に規定する性 風俗関連特殊営業並びに同条 第11項第1号及び第2号に掲 げる営業の用に供するもの
7略.....	7略.....
備考	備考

附 則

この条例は、公布の日から施行する。